

教職員による不祥事の根絶

—信頼され続ける教職員であるために—

(飲酒運転防止)

平成 24 年 6 月
広島県教育委員会

はじめに

(不祥事防止の取組)

- 県民から不信を招く行為を防止するため、平成14年12月に「広島県教育関係職員倫理要綱」を定め、教職員は全体の奉仕者であること、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、私生活においても、自己管理の徹底を図り、県職員の信用を失墜させるような行為を行ってはならないと規定しました。
- 平成17年4月、「懲戒処分の指針」を定め、それぞれの非違行為について、免職、停職、減給及び戒告といった具体的な量定を示してきました。
- 平成19年8月、不祥事防止に係る効果的な校内研修を行うための参考資料として、「教職員による不祥事の根絶ー県民からの信頼を失わないためにー」を作成しました。各学校では、この研修資料を活用して、全教職員が当事者意識を持って研修に臨みました。
- しかしながら、飲酒運転など、教職員としてのみならず、社会人としての資質が疑われる事案が多く発生し、極めて深刻な事態であったことから、平成19年12月、教育長 緊急メッセージ「子どもたちは私たちの姿を見て育ちます」を発しました。
- また、不祥事を根絶するため、外部有識者、専門家により構成する「不祥事根絶対策専門家会議」を設置し、平成21年12月、同会議からの「信頼される学校・教職員であるために～教職員の不祥事根絶に向けての提言～」を受け、各学校に不祥事防止委員会を設置するなどの具体的な取組を進めてきました。
- その後も、教職員による重大な不祥事が続発したことから、平成23年3月、極めて異例とも言える教育委員会委員長 緊急アピール「県民の信頼に応えるために」を発しました。

(飲酒運転事案の発生)

- 以上のように、不祥事根絶に向けて取り組んできたにもかかわらず、本年5月、県立学校の教諭が、酒気帯び運転により物損事故を起こすという、あってはならない事案が発生しました。
- 飲酒運転による処分事案は、昨年8月の中学校非常勤講師の自損事故による懲戒解雇、本年2月の県立学校事務職員の人身事故による懲戒免職と連続して発生しており、極めて遺憾です。
- こうした飲酒運転の事案の発生は、県民からの信頼を著しく失墜させるものであり、二度とこのようなことが起こらないよう服務規律の徹底を図ることが何より重要です。
- このため、県教育委員会では、本研修資料を作成しました。

(本研修資料の活用)

教職員による飲酒運転の根絶のため、本研修資料は、次の内容で構成しています。

- 飲酒に係る基礎知識
- 飲酒運転に係る法規等
- 教職員の飲酒運転に係る懲戒処分の状況等
- 懲戒処分による給与等への影響
- 飲酒運転を根絶するための方策
- 自己管理を徹底するための職場での取組
- 演習資料
- 参考資料

各所属においては、本研修資料を活用した研修会を実施することにより、今後、二度と教職員の飲酒運転事案が発生することがないように、緊急の取組をお願いします。

平成24年6月8日

広島県教育委員会
教育長 下崎 邦明

目 次

1	飲酒に係る基礎知識	P 1
	（1）体内での分解	
	（2）アルコール1単位	
	（3）酔いが醒めるまでの時間	
	（4）血中のアルコール濃度と酔いの状態	
	（5）飲酒による脳・身体への影響	
2	飲酒運転に係る法規等	P 3
	（1）刑法	
	（2）道路交通法	
	（3）広島県教育関係職員倫理要綱	
	（4）懲戒処分の指針	
3	教職員の飲酒運転に係る懲戒処分の状況等	P 5
	（1）飲酒運転に係る懲戒処分事案	
	（2）処分事案の特徴と対応	
4	懲戒処分による給与等への影響	P 9
5	飲酒運転を根絶するための方策	P 11
	（1）職員自らの取組	
	（2）自分の生活習慣	
	（3）特に注意すべきこと	
6	自己管理を徹底するための職場での取組	P 12
7	演習資料	P 14
8	参考資料	P 22

1 飲酒に係る基礎知識

(1) 体内での分解

- 飲酒すると、アルコールは胃から約 20%、小腸から約 80%が吸収され、血液を通して全身にいきわたります。
- 体内に入ったアルコールの大部分が肝臓で代謝されます。アルコールは肝臓でアセトアルデヒドを経て、アセテート（酢酸）に分解されます。
- アセテート（酢酸）は血液によって全身をめぐる、筋肉や脂肪組織などで水と二酸化炭素に分解されて体外に排出されます。
- 摂取されたアルコールの 2～10%が、呼吸、尿、汗として排出されます。

→ 血液に入ったアルコールは循環して脳に達します。そうすると、**アルコールが脳の神経細胞を麻痺させます**。その結果、酔った状態となります。
飲酒をすると、正常な判断ができなくなります。

(2) アルコール 1 単位

- アルコール摂取量の基準とされるアルコール 1 単位は、純アルコールに換算して 20 g です。この 1 単位を各種アルコール飲料に換算すると、次のようになります。

アルコールの 1 単位

ビール	(アルコール度数 5 度) なら	中瓶 1 本	500m l
日本酒	(アルコール度数 15 度) なら	1 合	180m l
焼酎	(アルコール度数 25 度) なら	0.6 合	約 110m l
ウイスキー	(アルコール度数 43 度) なら	ダブル 1 杯	60m l
ワイン	(アルコール度数 14 度) なら	フルボトル 1/4 本	約 180m l
缶チューハイ	(アルコール度数 5 度) なら	1.5 缶	約 520m l

アルコール量の計算式

→ 酒の量 (m l) × [アルコール度数 (%) ÷ 100] × 0.8

例) ビール中瓶 1 本 $500 \times [5 \div 100] \times 0.8 = 20 \text{ g}$

(3) 酔いが醒めるまでの時間

- アルコール 1 単位は、体内で処理をするのに約 4 時間かかり、日本酒 1 合とビール中瓶 1 本を飲んだ場合は、8 時間はアルコールが体内に残ると言われていますが、8 時間経ったので「もう大丈夫だろう」と、自分で勝手に判断することは大変危険です。
- アルコールの分解には、体質、体重、体調、飲み方などによる個人差及び性差があるため、場合によっては、更に長い時間がかかります。また、睡眠中は、アルコールの分解が遅れます。
- また、深夜まで飲酒していると、翌朝起床後まで体内にアルコールが残っているため、二日酔いとなってしまいます。二日酔いの状態で運転し、酒気帯び運転で検挙される例もあります。

(4) 血中のアルコール濃度と酔いの状態

	血中濃度 (%)	酒 量	酔いの状態	脳への影響
爽快期	0.02～ 0.04	ビール中瓶 (～1本) 日本酒 (～1合) ウイスキー・シングル (～2杯)	爽やかな気分になる 皮膚が赤くなる 陽気になる 判断力が少し鈍る	網様体が麻痺すると、 理性をつかさどる大 脳皮質の活動が低下 し、抑えられていた大 脳辺縁系 (本能や感情 をつかさどる) の活動 が活発になる。
ほろ酔い期	0.05～ 0.10	ビール中瓶 (1～2本) 日本酒 (1～2合) ウイスキー・シングル (3杯)	ほろ酔い気分になる 手の動きが活発になる 理性が失われる 体温が上がる 脈が速くなる	
酩酊初期	0.11～ 0.15	ビール中瓶 (3本) 日本酒 (3合) ウイスキー・ダブル (3杯)	気が大きくなる 大声でがなりたてる 怒りっぽくなる 立てばふらつく	
酩酊期	0.16～ 0.30	ビール中瓶 (4～6本) 日本酒 (4～6合) ウイスキー・ダブル (5杯)	千鳥足になる 何度も同じことを話す 呼吸が速くなる 吐き気・嘔吐がおこる	小脳まで麻痺が広が ると、運動失調 (千鳥 足) 状態になる。
泥酔期	0.31～ 0.40	ビール中瓶 (7～10本) 日本酒 (7合～1升) ウイスキー・ボトル (1本)	まともに立てない 意識がはっきりしない 言語が不明瞭になる	海馬 (記憶の中核) が 麻痺すると、今やって いることや起きてい ることを記憶できな い状態になる。
昏睡期	0.41～ 0.50	ビール中瓶 (10本超) 日本酒 (1升超) ウイスキー・ボトル (1本超)	動かしても起きない 大小便を垂れ流す 呼吸はゆっくりと深い 死亡	麻痺が脳全体に広が ると、呼吸中枢 (延髄) も危ない状態となり、 死に至る。

(5) 飲酒による脳・身体への影響

○ たとえ少量の飲酒でも身体に影響を与え、運転能力、判断力などが低下します。そのような状態で運転した場合、取り返しがつかない事故を引き起こすことになります。仮に、飲酒して運転した場合、次のような影響が現れます。

- ① 動体視力が落ち、視野が狭くなります。そのため、信号の変化、路上の人又は車の動きの見極めが遅れます。
- ② 抑制が取れ、理性が失われているため、運転に必要な判断力が低下しています。スピードを出していても気付かなかつたり、乱暴なハンドル操作をしてしまいます。
- ③ 集中力が鈍っているため、とっさの状況の変化に対応できなくなります。
- ④ 運動をつかさどる神経が麻痺しているため、ハンドル操作やブレーキ操作が遅れがちになります。
- ⑤ 身体の平衡感覚が乱れ、直進運転ができず、蛇行運転をしたりします。

→ このため、信号無視、ハンドル操作の誤り、横断歩道を横断中の歩行者の見落とし、ガードレールや電柱への衝突などにより、重大かつ悲惨な事故を招いてしまいます。

2 飲酒運転に係る法規等

(1) 刑法

飲酒運転や悪質な運転による死傷事故の増加に伴い、平成13年12月の刑法改正では、新たに「危険運転致死傷罪」が創設されました。また、平成19年5月の刑法改正では、危険運転致死傷罪の範囲が原付以上の二輪車を含む「自動車」に拡大され、更に自動車運転過失致死傷罪が新設されました。

ア 危険運転致死傷罪（第208条の2）

運転状況	事故の結果	罰則
アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車（二輪車を含む）を走行	人を負傷させた	15年以下の懲役
	人を死亡させた	20年以下の懲役

イ 自動車運転過失致死傷罪（第211条第2項）

運転状況	事故の結果	罰則
自動車（二輪車を含む）の運転上必要な注意を怠ったことによる交通事故	人を死亡させ、又は負傷させた	7年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金

(2) 道路交通法

平成21年6月の道路交通法改正において、「酒酔い」「酒気帯び」運転の、いわゆる飲酒運転に関する違反行為の点数・処分内容等が大幅に引き上げられました。

ア 運転者本人に対する罰則

運転者の状況	罰則
酒酔い運転（第65条第1項）	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第117条の2第1号）
酒気帯び運転（第65条第1項）	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第117条の2の2第1号）

※ 車両の一種（軽車両）である自転車も飲酒運転は禁止です（同法の適用を受けます）。

飲酒運転に関する違反行為の点数・処分内容等

運転者の状況		点数	処分内容	欠格・停止期間
酒酔い運転	アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態	35点	免許の取消	3年
酒気帯び運転	呼気1リットル中アルコール0.25mg以上	25点	免許の取消	2年
	呼気1リットル中アルコール0.15mg以上 0.25mg未満	13点	免許の停止	90日

※ この処分は一例であり、過去の交通事故や交通違反の前歴等により異なります。「欠格・停止期間」は前歴なしの場合です。

イ 救護義務違反（いわゆる「ひき逃げ」）に関する処分内容・罰則

罰則対象者	点数	処分内容	欠格・停止期間
救護義務違反（いわゆる「ひき逃げ」）を犯した者（第72条）	35点	免許の取消	3年
		罰則	

ウ 運転者以外の者に対する罰則（教唆犯の場合は運転者本人に同じ）

罰則対象者	運転者の状況	罰 則
酒気を帯びていて車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、車両等を提供した者（第65条第2項）	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第117条の2第2号）
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第117条の2の2第2号）
車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類等を提供し、又は飲酒をすすめた者（第65条第3項）	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第117条の2の2第3号）
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（第117条の3の2第1号）
運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送することを要求し、又は依頼して車両に同乗した者（第65条第4項）	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第117条の2の2第4号）
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（第117条の3の2第2号）

エ 飲酒検知拒否に関する罰則

罰則対象者	罰 則
警察官からの呼気検査要求（飲酒検知）を拒み、又は妨げた者（第67条第3項）	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第118条の2）

（3）広島県教育関係職員倫理要綱（抜粋）

2 職員の基本的心構え	(1) 職員は、全体の奉仕者としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）その他関係法令を遵守するほか、この要綱に定める服務規律に従わなければならない。 (3) 職員は、私生活においても、自己管理の徹底を図り、県職員の信用を失墜させるような行為を行ってはならない。
6 道路交通関係法規の遵守	(1) 車両を運転する際には、公私を問わず、常に道路交通関係法規を遵守し安全運転を心掛けなければならない。 (2) 飲酒運転は、飲酒した量にかかわらず決して行ってはならない。

（4）懲戒処分の指針（広島県教育委員会）（抜粋）

5 交通事故・交通法規違反関係	(1) 飲酒運転での交通事故・交通法規違反 ア 酒酔い運転をした職員は、事故の有無にかかわらず、 免職 とする。 イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、 免職 とする。 ウ 酒気帯び運転をした職員は、 免職又は停職 とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、 免職 とする。 (2) 飲酒運転の同乗者等 飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた職員は、 免職又は停職 とする。
-----------------	---

3 教職員の飲酒運転に係る懲戒処分の状況等

平成17年4月に、酒酔い運転をした職員は事故の有無にかかわらず免職とすること及び酒気帯び運転をした職員は免職又は停職とすることなどを明記した「懲戒処分の指針」を定めて以降、これまでに次の事案が発生しています。

(1) 飲酒運転に係る懲戒処件事案（平成17年度以降）

小中学校					県立学校					県教育委員会事務局				
免職	停職	減給	戒告	小計	免職	停職	減給	戒告	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
2	2	—	—	4	5	1	—	—	6	1	—	—	—	1

(平成24年5月29日現在。懲戒解雇は、懲戒免職に含んで表示しています。)

施行日	校種等	処分の事由	処分内容
平成17年 9月9日	中学校 教諭(男) (41歳)	平成17年8月5日(金)午後11時25分頃、福山市内の市道において、酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、しかも、前方に止まっていたトラックを避けようとして、反対車線に停車中のパトカーに衝突し車体に損傷を与えた。	停職2月
平成17年 11月11日	小学校 校長(男) (56歳)	平成17年10月18日(火)午後7時50分頃、府中市内の県道において、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、府中警察署に現行犯逮捕された。	停職4月
平成18年 7月14日	高等学校 農場技術員 (男) (36歳)	平成18年5月15日(月)午前0時57分、庄原市内において、庄原警察署の事情聴取及び検査を受け、呼気1リットル中0.15mg以上のアルコールが検出されたため、酒気帯び運転による道路交通法違反で検挙された。【行政処分：酒気帯び運転 点数13点停止90日(短縮45日)、刑事処分：罰金20万円】	停職2月
平成19年 3月27日	高等学校 教諭(男) (臨時的任用職員) (32歳)	平成19年3月1日(木)、午後6時30分から、福山市内にある総合結婚式場において開催された高等学校の卒業式祝賀会などにおいて飲酒した後、飲酒運転となることを承知の上で、軽自動車を運転し、午後11時15分ごろ、福山市内の路上において、センターラインを越え、対向車線を走行してきた普通乗用車と正面衝突し、普通乗用車に乗車していた3人に対し、右手の甲の骨折や胸骨骨折等の傷害を負わせた。(校長は「訓告」)	懲戒免職
平成19年 3月27日	高等学校 非常勤講師 (男) (25歳)	平成19年2月18日(日)、午後9時から午後11時過ぎまで、東広島市内の居酒屋において飲酒した後、飲酒運転となることを承知の上で、居酒屋近くの駐車場に止めていた軽自動車を運転し、午後11時45分ごろ、県道174号線の安芸郡熊野町内において、眠気により意識がなくなりかけてセンターラインを越え、対向車線を走行してきた普通乗用車と接触事故を起こした。また、接触した相手車両に追跡され、停車させられるまで、対向車と接触したことに違和感を感じたにもかかわらず、そのまま事故現場から自宅に向けて走行した。その後、現場に来た警察官からアルコール検査を受け、呼気1リットル中0.45mgのアルコール量が検出された。(校長は「嚴重注意」)	懲戒解雇

施行日	校種等	処分の事由	処分内容
平成 19 年 10 月 9 日	高等学校 教諭 (男) (53 歳)	平成 19 年 9 月 18 日 (火) 午後 0 時 55 分頃、三原市内において、飲酒した状態で広島市方面から岡山市方面に自車の普通乗用自動車を運転中、自車を対向車線にはみ出させ、対向して来たトレーラーの左前部に衝突させ、トレーラーの運転手に加療 4 日間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせるとともに、トレーラーを炎上させた。同月 28 日 (金) に危険運転致傷容疑により警察に逮捕された。(校長は「訓告」)	懲戒免職
平成 19 年 11 月 27 日	小学校 教頭 (男) (52 歳)	平成 19 年 11 月 16 日 (金) 午後 7 時から午後 9 時半頃まで、福山市内の飲食店において開催された勤務校の学習発表会の反省会において、ビール中瓶 2 本及び焼酎の湯割り 3 杯を飲み、またその後、同市内の飲食店においても、午後 11 時頃まで焼酎の湯割り 2 杯を飲み、翌 17 日 (土) 深夜、酒気を帯びた状態であったにもかかわらず、飲酒運転となることを承知の上で自家用車を運転し、同日午前 1 時 25 頃、福山市内において、単独で自損事故を起こした。(校長は「厳重注意」)	懲戒免職
平成 21 年 4 月 23 日	教育委員会 管理部付 (男) (55 歳)	平成 21 年 3 月 14 日 (土) 午後 9 時 10 分頃、酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、廿日市市内の丁字路を左折した際、左側の住宅の壁面に自車左側部を接触させ、その反動で対向車線に停車中の乗用車に自車右前部を接触させた。	懲戒免職
平成 23 年 8 月 15 日	中学校 非常勤講師 (男) (58 歳)	平成 23 年 6 月 29 日 (水) 午後 8 時 30 分頃、酒気を帯びた状態であったにもかかわらず、自家用車を運転し、竹原市内の国道 185 号の交差点において、中央分離帯に乗り上げるという自損事故を起こした。	懲戒解雇
平成 24 年 2 月 10 日	高等学校 主事 (男) (臨時的任用職員) (55 歳)	平成 23 年 12 月 22 日 (木) 午後 6 時 30 分頃から午後 10 時過ぎまで広島市内の居酒屋において飲酒した後、酒気を帯びた状態であったにもかかわらず自車の普通乗用自動車を運転し、午後 11 時 25 分頃、広島市内を走行中、対向車線にはみ出し、対向してきた 50 歳代女性の運転する軽自動車に自車を衝突させるとともに、軽自動車の後方から追従して来ていたタクシーを軽自動車に衝突させたことにより、軽自動車運転の女性に対し、ろっ骨骨折等の傷害を負わせた。(校長は「厳重注意」)	懲戒免職
平成 24 年 5 月 29 日	高等学校 教諭 (男) (34 歳)	平成 24 年 5 月 19 日 (土) 午後 7 時 30 分頃から午後 10 時 30 分頃まで福山市内の飲食店で飲酒した後、酒気を帯びた状態であったにもかかわらず自車を運転し、午後 11 時 30 分頃、国道 2 号線を福山方面から三原方面に向けて走行中、福山市内で運転操作を誤り、自車右前部を中央分離帯上の視線誘導標に衝突させた。 また、この衝突により破損した自車及び当該視線誘導標の破片が飛散し、4 台の車を破損させた。	懲戒免職

(2) 処分事案の特徴と対応

運転代行又はホテルを利用するつもりで飲酒を始めています

- 飲酒運転をした教職員は、最初から飲酒運転をしようと思っていたわけではありません。飲酒をして脳が麻痺した結果、正しい判断ができなくなったために、飲酒運転に至っています。
- 運転代行が混んでいたため、自分で運転してしまうケースや、飲酒前はホテルに泊まろうと考えていたが、これくらいなら大丈夫だろうと自分で運転してしまうケースがあります。
- ★ 運転代行やホテルは、予め予約しておきましょう。
- ★ 「代行で帰る」、「ホテルに泊まる」という言葉を信じてはいけません。同席者は、代行に乗るまで、又はホテルにチェックインするまで確認しましょう。

1人で飲んだ後又は同僚や友人と飲んだ後に飲酒運転をしています

- ★ 休日、休暇中や勤務時間外でも教職員であるという自覚を持ってください。
- ★ 家族や友人、周囲の協力を得て、飲酒運転をしないよう日頃から気をつけてください。

職場関係の飲み会後に飲酒運転をしています

- ★ 飲み会の日、車（バイク、自転車を含む。）で出勤しないでください。
- ★ 飲み会の日、車で出勤してしまった場合は、車の鍵を管理職等に預けましょう。
- ★ 管理職は、職員が車で来ているか確認をしてください。

自分では酔いが醒めたと思って運転しています

- ★ 身体内でアルコールを処理するには、時間がかかります。
- ★ 運転する前日は飲酒しないか、飲酒する場合でも早めに切り上げたり、飲酒量を控えましょう。

参考 運転代行の利用

教職員は、自家用車での通勤が大多数であるため、飲み会の際は、会場まで自家用車を運転し、帰りは運転代行を利用する場合もあるかと思えます。

運転代行は便利ですが、利用する側が十分に気をつけるべきことがあります。他県においては、次のような理由で、飲酒運転に至った例があります。

- 周囲には運転代行で帰ると言っていたが、実際には手配していなかった。
- 代行業者が来るのを待ちきれなかった。
- 代行業者が見つからず、車が手配できなかった。
- 代行業者が来るまでに、駐車場から出庫しようと自分が運転した。
- 代行業者で自宅近くまで帰り、代行業者を帰した後に自分が運転した。
- 代行業者で帰宅した後に、自分で運転して外出した。
- 代行業者で帰宅したが、翌日の出勤時にアルコールが残っていた。

運転代行やホテルの利用に関しては、次のことに留意しましょう。

1 原則は「飲んだら乗るな」ではなく、「乗るなら飲むな」！

- 運転代行に頼り過ぎると、「落とし穴」がたくさん。

2 運転代行やホテルは、飲み終わってからではなく、飲み始める前に手配すること！

- 運転代行はすぐに来ないことを忘れずに。帰りの時間を決めることは、飲み過ぎないためにも効果的。
- ホテルは酒席に参加する前に予約しておくこと。酔ってから空き状況を問い合わせたのでは遅すぎる。

3 運転代行を頼むなら、必ず自宅の駐車場まで依頼すること！

- 自宅近くで降りる例が多い。自宅周辺の道順を記した地図などを携帯することや、代行業者を帰す前に自分の目的地に間違いないか確認する。少しの距離だから大丈夫などとは考えないこと。

4 運転代行で帰っても、外出は禁物。翌日も運転しないこと！

- アルコールが抜けるには、アルコール1単位で約4時間かかる。3単位以上飲んだ場合は、翌日にアルコールが残っていると考えて間違いない。当日帰宅後の運転はもちろん、翌日も運転はしてはいけない。
- 翌日に運転をする場合は、アルコール1単位程度に量を控えること。

5 同席者は、「運転代行で帰る」、「ホテルに泊まる」という言葉を信用してはいけません。飲み会の同席者は、運転代行に乗るところまで、ホテルにチェックインするところまで確かめること！

- 酔っている人の言葉を信じてはいけない。脳の神経細胞が麻痺するのが「酔い」である。

4 懲戒処分による給与等への影響

懲戒処分は、昇給、期末・勤勉手当、退職手当の全てに影響します。免職の場合は、退職手当が支給されません。また、共済年金の支給額にも影響します。

なお、次の例は、大まかな影響額を積算したものであり、実際の処分日及び今後の給与改定等により異なります。

平成24年7月1日に懲戒処分を受けた場合、定年で退職するまでの損失額（試算）

30歳・教諭の場合

《例》平成24年7月時点で、給料表が教育職（二）2-30である30歳教諭（地域手当・扶養手当・住居手当なし）の場合

戒告	約	75万円
減給1/10 3月	約	310万円
停職6月	約	500万円
免職	以後の給与、退職手当（※）は支給されない。	
	※	退職手当は約110万円

40歳・教諭の場合

《例》平成24年7月時点で、給料表が教育職（二）2-70である40歳教諭（地域手当・扶養手当・住居手当なし）の場合

戒告	約	40万円
減給1/10 3月	約	155万円
停職6月	約	420万円
免職	以後の給与、退職手当（※）は支給されない。	
	※	退職手当は約600万円

55歳・教諭の場合

《例》平成24年7月時点で、給料表が教育職（二）2-110である55歳教諭（地域手当・扶養手当・住居手当なし）の場合

戒告	約	15万円
減給1/10 3月	約	35万円
停職6月	約	350万円
免職	以後の給与、退職手当（※）は支給されない。	
	※	退職手当は約2,000万円

参考 非違行為がもたらす不幸を真剣に考えてください!!!

私生活に対するダメージの例	組織・業務に対するダメージの例
<ul style="list-style-type: none"> ▼ 両親・保護者の悲観, 健康阻害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 親不孝の最たるもの ・ 心労から心身の健康を害す ・ 非行の原因が自分にあるのではないかと悩む ▼ 離婚 <ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚を余儀なくされる ・ 離婚しないまでも以前のような円満な夫婦関係を継続できない ▼ 家族の離散 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者は子どもを連れて別居を選択 ・ 子どもは敢えて遠隔地を選び就職 ・ 子どもは将来の夢を捨て進路を変更 ▼ 自宅の転居 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の冷たい眼から現住地に住めず住み慣れた自宅から転居 ・ 報道による自宅包囲からの逃避 ▼ 親類・縁者からの孤立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人だけでなく家族も親戚等に合わせる顔がない ▼ 人間的信用失墜 <ul style="list-style-type: none"> ・ 友人, 知人, 恋人などにも相手にされなくなる ▼ 収入源の喪失 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者や両親の援助に頼らざるを得ない生活 ・ ローンが払えずマイホームや車両までも売却 ・ 子どもの養育費, 仕送りも捻出できず ▼ 退職金の減額等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職金が支給されない又は支給される場合でも相当の減額 ▼ 再就職が困難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 辞職理由が再就職のネック 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 所属にとどまらず広島県全体に波及! ▼ 教職員の教育活動への影響 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒からの不信 ・ 不信感から保護者・住民が協力拒否 ・ 住民等からの学校・教育委員会バッシング, インターネット掲示板等における罵詈雑言による教育活動全般への批判増幅 ▼ 学校協力者の「学校」離れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に協力していることが誇れない ・ 言行不一致に閉口し, 協力姿勢の衰退 ▼ 教職員の士気低下 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情けない組織と評価され職業を誇れず ・ 士気低下により実績自体も低下 ▼ 信頼回復までに厳しい努力が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止に係る組織全体(教職員)の業務的・精神的負担が増大 ・ 一度失った信頼は完全には復元できない ▼ マイナス的業務負担 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来業務に優先して, 非違事案の調査, 対応 ・ 公の場での釈明, 謝罪 〔 県議会, 教育委員会, マスコミなど 〕
	 <p>1つの軽率な行為(非違事案)が、 配偶者や子どもの人生を狂わせ、 両親を悲嘆させ、 同僚を裏切り、 組織に深刻なダメージを与える ことを知らなければならない</p>

～ 奈落の底へ・・・道を誤るのは一瞬! ～

5 飲酒運転を根絶するための方策

過去の事例では、懲戒処分を受けた教職員は、いずれも休日、休暇中又は勤務時間外に、自分勝手に安易な判断により、飲酒運転を行っています。「飲んだら乗らない」、「乗るなら飲まない」の原則を徹底していれば防ぐことができたはずで、高い倫理観が求められる教職員として、自己管理を徹底する必要があります。

(1) 職員自らの取組

日常生活での習慣付けで、「つい」「うっかり」を防止

- 休みの日や勤務時間外でも、教職員であることを忘れない。
- 午前0時を過ぎての飲酒はしない。
- 深酒をしてしまった翌日は、運転しない。
- 運転に適した健康状態かどうか確認してから運転する。
- 飲み会の日、車で出勤しない（家族等の送迎の応援を依頼）。
- 地域の行事などで飲酒する可能性がある場合は、車で行かない。
- 飲酒する時は、車のキーを持ち歩かない。
- 車で遠出の際は、事前に運転手を決め、運転手には絶対に飲酒させない。

(2) 自分の生活習慣

自分はお酒に飲まれるタイプではないですか？

- 飲酒量を減らさなければいけないと感じたことがある。
- 人から飲酒を非難されて、気にさわったことがある。
- 自分の飲酒に後ろめたさを感じたことがある。
- 神経を落ち着かせたり、二日酔いを治すために迎え酒をしたことがある。

※ 飲酒運転をする人はアルコール依存の傾向が高くなっています。

上記のうち、2つ以上該当する場合は、アルコール依存症の可能性があります。専門機関に相談しましょう。

(3) 特に注意すべきこと

- 飲酒した翌日に車を運転する場合は、特に注意してください。自分では酔いが醒めたと思って運転し、酒気帯び運転となつては、取り返しがつきません。
- アルコール測定器による確認など、きちんとチェックしてから運転することが大切です（ただし、過信は禁物）。
- 飲酒運転はもちろんですが、飲酒していない場合でも、万が一、事故や違反があった場合は、管理職に報告してください。

※ 教職員が交通事故等を起こした場合、又は義務違反をした場合は、速やかに管理職に報告する必要があります。

6 自己管理を徹底するための職場での取組

飲酒運転を防止するためには、飲酒（アルコール）についての正しい知識を持ち、飲酒運転が社会的に許容されない行為であることを日々認識しておく必要があります。

また、職場全体で「飲酒運転は絶対に許さない」という機運を醸成し、組織風土として定着させることも重要です。

飲酒運転を防止するためには、次のチェックリストを活用して、自己管理、職場管理に努めましょう。特に、お盆や年末年始など飲酒の機会が増える時期には、チェックを徹底してください。

【教職員用チェックリスト】

Yes	No	項目
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒運転に対する罰則や処分の内容について説明できる
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 平成21年6月の道路交通法改正により、飲酒運転が厳罰化されたことを知っている (呼気中アルコール0.15mg以上0.25mg未満の場合：違反点6点→13点、処分内容：30日の免許停止→90日の免許停止)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 運転者以外にも車両提供者や同乗者も処罰されることを知っている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 自転車も飲酒運転は禁止されており、罰則規定があることを知っている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒量の多少にかかわらず、たとえ微量であっても「飲んだら乗るな。乗るなら飲むな」の心構えを持っている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 少しの飲酒なら大丈夫という甘い認識はない
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ アルコールが抜けていないのに、「自分はもう酔っていない。大丈夫」という根拠のない判断をしていない
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 少しの飲酒でも、注意力や反応速度に影響があることを知っている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒運転はとっさの判断力の低下、視力の低下、正確な動作がとれなくなる、遠近感が鈍くなる、速度を出しすぎる、運転がうまくなったように錯覚する、追突事故を起こしやすい等の危険があることを知っている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 少しの飲酒でも「飲んだら乗らない」を徹底している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ アルコールは、体質や飲酒量によって8時間以上経過しても抜けきらない場合もあることを知っている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒する場所にバイクや車で行かないことにしている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒の影響は、長時間に及ぶことを知っている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 深夜まで飲んだ時は、翌日、運転しないようにしている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 二日酔いで出勤したことがある
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 二日酔いで出勤する同僚がいる
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 酒くさいまま出勤する同僚がいる
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 車を運転する者に酒を勧めること、飲酒運転と知って同乗することも自ら運転を行うことと同様に許されないことを知っている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲んで運転しようとする同僚に「乗るな」と言える
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 同僚が車で酒席に来ていた場合は、車の鍵を預かることにしている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 同僚が車で酒席に来ていた場合は、運転代行の車に乗るまで、又はホテルにチェックインするまで見届けて確認している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ アルコール依存の傾向はない(又は専門機関に相談している)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒運転について家族と話し合った

【管理監督者用チェックリスト】

Yes	No	項目
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 定期的に飲酒運転防止の注意喚起をしている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 目につきやすい場所に飲酒運転防止に係る啓発の掲示をしている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒運転の根絶に係る教育委員会の通知や懲戒処分の方針を所属職員に周知している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ アルコールの作用や害について、正しい知識の周知に努めている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 部下職員の健康管理（飲酒傾向）に気を配っている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 二日酔いで出勤してくる職員を把握している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 朝、酒くさい息をしている職員を把握している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 休み明けや飲み会の翌日に休むことが多い職員を把握している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒について注意をすると、言い訳をしたり、無言になる職員を把握している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 「酒飲み」「酒に強い」「酒好き」「酒癖が悪い」等の評判が定着している職員を把握している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒運転の罰則や厳しい処分を職員に周知している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 事故や違反があった場合の報告義務について、職員に徹底している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 職場の歓送迎会・親睦会など飲酒を伴う会合の企画を行う際には、事前に飲酒運転の禁止を徹底している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 職場での飲み会の日には車で出勤しないよう、事前に職員に周知している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 職場での飲み会の際は、事前に帰宅方法を確認している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 職場での飲み会の際、職員から申し出があった場合は、車の鍵を預かり保管している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒を伴う会合を実施する時には、事前事後に飲酒運転は絶対にしないことを指導し確認している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 職場の飲み会では、最初の乾杯時から、ソフトドリンクをテーブルに置くようにしている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 職場の飲み会では、最初の乾杯時に、飲酒運転の注意喚起をしている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 職場の飲み会では、飲まない人や飲めない人に無理に飲酒を強要することがないように、注意喚起をしている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 職場の飲み会では、閉宴時にも、帰宅方法の確認と飲酒運転禁止の注意喚起をしている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 職場の飲み会では、運転代行やホテルを手配していない職員がいた場合は、幹事自らが代行運転の手配を行い、乗車するまで見届けている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒運転の反社会性について、被害者やその関係者の立場を考え、日頃から研修会を実施するなどして意識の定着を図っている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 普段から、教職員同士が飲酒量の多少にかかわらず、飲酒運転を相互に戒め合う職場の雰囲気づくりをしている
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒運転に係る不祥事案の新聞記事等を切り抜いて、職員朝会の時などに職員に知らせ、注意を喚起している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 飲酒運転の防止のための具体的な方策を職員間で話し合い、講じている

7 演習資料

【研修方法】

次ページ以降の事案について、次の観点により研修を実施してください。

- チェックポイント（1～5）を中心に、どのような行動をとるべきであったのか（どうすれば飲酒運転を防ぐことができたのか）ということについて協議をしてください。

例えば・・・，

- ・ 車を学校に置いて酒席に参加することはできなかったのか。
（この場合、酒席に何分か遅れることに、どれだけの影響があるのか。）
- ・ インターネットでホテルの空き状況を確認した際に、なぜ予約をしなかったのか。
- ・ 車をコインパーキングに駐車してすぐ、なぜホテルの予約やチェックインをしなかったのか。
- ・ 一緒に酒席に参加していた者は、当該教諭が車で来てホテルに泊まると言っていたのなら、（その人の酒癖から推察して）その場でホテルを予約させることや、酒宴終了後、ホテルまで同行することはできなかったのか。

など、本事案を回避することができたかもしれないポイントは、いくつもあったと考えられます。

1 事案の概要

平成 24 年 5 月 19 日（土）午後 7 時 30 分頃から午後 10 時 30 分頃まで福山市内の飲食店で飲酒した後、酒気を帯びた状態であったにもかかわらず自車を運転し、午後 11 時 30 分頃、国道 2 号線を福山方面から三原方面に向けて走行中、福山市内で運転操作を誤り、自車右前部を中央分離帯上の視線誘導標に衝突させた。また、この衝突により破損した自車及び当該視線誘導標の破片が飛散し、4 台の車を破損させた。

2 該当職員・処分内容

県立高等学校 教諭（男性、34 歳）・懲戒免職

3 事案の経緯等

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者の動き	
採用 事案発生日	<p>■ H23. 4. 1 県立 A 高等学校 採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部所属 〇〇部顧問 1 年正担任（H24） <p>未受講 理由は？</p> <p>チェック ポイント 1</p> <p>P5・6 参照</p> <p>P11～13 参照</p>	<p>■ 不祥事防止研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23. 4 交通事故 ・H23. 6 体罰 ・H23. 8 セクハラ ・H23. 12 体罰 ・H24. 2 研修内容の振り返り ・H24. 4 歓送迎会前の注意 ・H24. 5 わいせつ行為 	<p>■ H23. 3 緊急アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロールプレイ研修 ・不祥事防止委員会実施 ・職員面談 ・緊急アンケート等 	
事案発生日（5 月 19 日（土）） （飲酒運転による物損事故発生まで）	<p>※ 当日、18:30 から、友人と福山駅周辺の飲食店で食事会の約束あり</p> <p>勤務終了後は学校へ自家用車を置き、JR を利用して食事会に参加する予定</p>	<p>■ 終日、保護者参観・PTA 総会を開催</p> <p>※勤務時間終了は 17:00</p>		
	<p>■ 18:10 PTA 総会終了後の学級懇談及び個別の保護者対応を行い勤務終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用車で飲食店の近くまで行くことを検討 ・学校でインターネットを利用し、ホテルの空室があることを確認 		<p>チェック ポイント 2</p>	
	<p>■ 18:40 自家用車を運転して学校から出発</p>			<p>チェック ポイント 3</p>
	<p>■ 19:15 飲食店近くのコインパーキングに駐車</p>			
	<p>■ 19:30 飲食店へ到着。食事会に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビールを中ジョッキで少なくとも 6 杯は飲んだ。 ・友人には「ホテルに泊まる」と話した。（友人は、そのことを信用していた。） ・会の終わり頃にはろれつが回らず、同じことを繰り返し話していた。 	<p>P1・2 参照</p>	<p>チェック ポイント 4</p>	
	<p>■ 22:40 食事会終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店を出たところで参加者は解散 ・当該教諭は 1 人で駐車場へ徒歩で移動 			<p>チェック ポイント 5</p>
<p>■ 22:50 荷物を取りにコインパーキングに到着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転席で休憩 ・休憩中、強い疲労感と背中にハリを感じ、自宅で落ち着きたいという気持ちが強くなった。 <p>■ 23:00 自家用車を運転してコインパーキングを出発</p>	<p>P7・8 参照</p>			

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者の動き	
事案発生日（5月19日（土）） （飲酒運転による物損事故発生時から帰宅まで）	■ 23:30 交通事故発生 ・国道2号線を福山市から三原市方面に向けて時速60ないし70キロメートルで走行 ・福山市内の交差点付近（片側2車線）で、自家用車の右側前輪がバースト ・視線誘導標に衝突後、走行車線に戻って停車 ☆酒気を帯びていることは認識していたので、注意して運転していたつもりであった。 ☆事故を起こした時の正確な記憶がない。 ☆寝ていたかどうかは、わからない。 ☆左後方の車が右車線に寄ってくると感じた記憶がある。 ☆徐々にガガガと衝撃があつて、ドカーンという衝撃とともに中央分離帯に乗り上げた。 ・衝撃により破損した自家用車及び視線誘導標の破片が飛散し、後方及び対向車線を走行していた車4台のバンパーの下等を破損 ・4台の運転者等と当該教諭とも、怪我はなし			
	■ 23:35 巻き込まれた4台のいずれかの運転手が警察に連絡			
	■ 23:45 警察官が事故現場に到着 ・警察官による呼気検査 ☆「0.5程度、飲んでますね」と言われた。 ☆パトカーの外に出て白線の上を歩くよう指示され歩いた後、「酒気帯びですね」と言われた。 ・現場検証を受ける。 ・当該教諭の自家用車は自走不能となり、警察官が手配したレッカー車で移動 ・当該教諭は警察署へパトカーで移動			
	■ 0:20 連行されて警察署に到着 ・警察官による事情聴取 ・引取り人を求められ、所属校の管理職等に電話連絡を入れるが、深夜であり連絡がつかなかった。 ・後日、事情聴取する旨を伝えられ、タクシーで自宅へ帰った。			
	■ 7:50 同僚へ電話し、校長の連絡先を聞くとともに、部活動の指導を依頼 ■ 8:00 校長、教頭へ電話で事故報告 { 保険会社、被害者（4台の運転手）へお詫びの電話連絡 }			
5月20日（日）		■ 8:15 校長は県教育委員会職員へ電話で事故報告	■ 8:15 県教育委員会職員は、校長から電話で報告を受ける。	
5月21日（月）	■ 年休を取って自宅待機 ■ 顛末書を作成	■ 自宅待機を促す ■ 県教育委員会の指示を受け、当該教諭に顛末書の作成を指示	■ 校長に対する学校支援のための指導・助言 ■ 事故報告書・顛末書の作成指示	

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者の動き
5月22日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 顛末書を校長へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 顛末書をもとに事故報告書の作成 ■ 顛末書・事故報告書を県教育委員会へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故報告書・顛末書を受領
5月23日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育委員会から事情聴取及び弁明の聴取を受ける ■ 警察署で再度の事情聴取を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県教育委員会から事情聴取を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人に対する事情聴取等 ■ 校長に対する事情聴取 ■ 関係者（飲酒時の同席者）に対する事情聴取
5月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 校長から人事異動通知の予定日を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県教育委員会から懲戒処分の施行日を聞き、職員へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 分限懲戒審査会開催 ■ 教育長専決により懲戒処分を決定 ■ 懲戒処分の内容を教育委員に報告 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>教育委員のコメント) 「初任者研修で、どのような服務規律の研修をしてきたのか」 「なぜ、一緒に飲んでいて教員は飲酒運転を止めなかったのか」</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 懲戒処分の内容を県知事、県議会議長に報告 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県知事のコメント) 「・・・」 県議会議長のコメント) 「またか。二度とこのようなことが起きないように対応しなさい」</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 人事委員会に解雇予告除外申請を行う ■ 懲戒処分を翌日行う予定の旨を校長へ連絡

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者の動き
5月29日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県教育委員会から懲戒免職処分を受ける <ul style="list-style-type: none"> ・退職手当不支給 ・教育職員免許状失効 <p style="text-align: right;">P20 参照</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;"> 教職員の身分を失う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 被処分者のコメント 「実家の両親、生徒たち、保護者の皆様、同僚の先生方、今までお世話になった皆様に、どのような形で責任を取り、お詫びをしたらよいかも分かりません。」 </div> <p style="text-align: right;">P9・10 参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ マスコミ対応のため、県教育委員会から事務局職員の派遣を受ける ■ マスコミ（テレビ・新聞）対応 校舎の撮影 ■ PTA役員・同窓会役員等の対応 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 取材内容 <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ飲酒運転をしたのか ・採用後、何年目の教員か ・飲酒運転の経験や処分歴があるのか ・一緒に飲酒していたのは教員か ・一緒に飲んでいた教員への処分はないのか ・部活動は何部を担当していたのか ・服務規律の研修を受けていたのか ・自宅はどこか ・食事会后、他の者とはどこで別れたのか ・ホテルの予約はしていたのか 他 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該職員に対し、懲戒免職処分を行う ■ 懲戒免職処分について記者発表（実名公表） ■ 学校支援のため事務局職員を学校へ派遣 ■ マスコミ（テレビ・新聞）対応
5月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育職員免許状の返納 <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;"> 教育職員免許状（校種を問わず所有しているものすべて）を失う </div>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 校長から全生徒へ今回の事案について報告・謝罪 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校支援のため総括指導主事を学校へ派遣
5月31日（木）		<ul style="list-style-type: none"> ■ 臨時PTA総会を開催し、校長から保護者に対して今回の事案について報告・謝罪 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被処分者の教育職員免許状失効を官報に掲載 <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;"> 教育職員免許状失効を官報で全国に周知される </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被処分者の教育職員免許状失効を各都道府県教育委員会に通知 <p style="text-align: right;">P21 参照</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路交通法・刑法による罰則 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の取消（2年） ・罰金 <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証を取り消される ・高額の罰金を払う （懲役になる場合もある） </div> <p style="text-align: right;">P3・4 参照</p>		

平成 24 年 5 月 22 日

広島県教育委員会
教育長 様

広島県立〇〇高等学校
教諭 〇〇 〇〇

顛末書

(人定事項)

氏名：(略)
住所：(略)
勤務：(略)

(事案)

平成 24 年 5 月 19 日 (土)、23:30 頃、福山市内路上を酒気帯び状態で自家用車を運転中、事故を起こしました。経緯について、ご報告いたします。

(経緯)

平成 24 年 5 月 19 日 (土) 18:30 から、福山駅近くにある店で、同期採用の教員たちと、新年度の慰労と情報交換を兼ねて食事をする約束をしていました。参加者は、同期採用者 3 名 (〇〇高校：〇〇教諭、〇〇高校：〇〇教諭、〇〇高校：〇〇教諭) と、〇〇教諭の配偶者 1 名と、私の 5 名でした。

〇〇高校では 5 月 19 日 (土) は保護者参観と P T A 総会が行われていたため、通常勤務でした。総会後に学級懇談を行い、その後も個別の保護者対応が 18:00 過ぎまで続き、学校を出発したのは 18:40 でした。当初は翌日に部活動の指導があるため、車を学校に置き、〇〇駅から電車で向かう予定でしたが、時間が大幅に遅れていたため、ホテルに宿泊するつもりで自家用車で向かいました。宿泊を考えていた〇〇ホテル隣のコインパーキングに駐車して、チェックインはせずに、会に参加しました。

22:30 過ぎまで飲食をし、ビールをジョッキで 6 杯程度飲みました。散会時はホテルに行くことには伝えていました。荷物を取りに車に行ったのですが、強い疲労感と、背中の張りが強く、車で休んでいる間に、ホテルよりも自宅で落ち着きたいという気持ちが強く沸き起こり、そのまま車を運転してしまいました。

23:20 くらいに、福山市内の国道を運転中、ハンドル操作を誤り、中央分離帯にあった反射板に衝突しました。破片により他の車が 4 台破損して、路肩に駐車して降りてこられたドライバーの方たちと状況の確認をしました。先を急ぐからと言われるドライバーの方の対応をしている間に、他のドライバーの方が警察への通報をしてくれました。

警察が到着後、現場検証が行われて、呼気からアルコール反応が出て (0.5 程度) 酒気帯び運転と申し渡されました。検証後、パトカーに同乗して、〇〇警察署に行きました。自家用車は、警察が依頼してくれたレッカー会社に運んでもらいました。引き取り人が必要だったため、警察の方で〇〇校長、〇〇教頭、〇〇教諭に連絡をしてくれましたが、つながらず、私の申告により、〇〇教諭、〇〇教諭、〇〇教諭に連絡してもらったのですが、いずれもつながらず、タクシーで自宅まで帰りました。警察からは、あらためて後日事情聴取すると伝えられました。

5 月 20 日 (日) の 7:30 に〇〇教諭に連絡して、経緯を説明し、部活動の指導依頼と〇〇校長の連絡先を聞きました。その後、8:00 に〇〇校長、その後〇〇教頭に報告をしました。任意保険会社にも連絡して、昨晚、破損をさせてしまった車のドライバーの方々に、状況の確認と、今後の対応について連絡をしました。

(反省)

この度のようなことを起こしてしまい、申し開きもございません。運転をする際に、違反行為であることは考えつつ、有事の際のことまで思いが至らなかったことは、後悔してもやみません。実家の両親、クラスの生徒たち、保護者の皆様、つらい時期を乗り越えて私を信じてついてくれた〇〇部の部員たち、保護者の皆様、同僚の先生方、今までお世話になってきた皆様に、どのような形で責任をとり、おわびをしたらいいか分かりません。現状の中で、今後のことについて考えていきます。

※ 被処分者本人の了解を得て、一部修正したものを掲載しています。

平成 24 年〇月〇〇日

各都道府県教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長
〒730-8514 広島市中区基町9-42
〔 管 理 部 教 職 員 課 〕

公印

教育職員免許状の失効について（通知）

このことについて、次の教育職員免許状は、教育職員免許法第10条第1項第2号の規定により、その効力を失いましたので、通知します。

氏 名	〇〇 〇〇	
生 年 月 日	昭和〇〇年〇月〇〇日	
本 籍 地	〇〇県	
免許状の種類	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
教 科	〇〇〇〇	〇〇〇〇
番 号	平〇〇中〇第〇〇〇〇号	平〇〇高〇第〇〇〇号
授 与 年 月 日	平成〇〇年〇月〇〇日	
免許状の種類	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
教 科	〇〇〇〇	〇〇〇〇
番 号	平〇〇中専第〇〇〇〇号	平〇〇高専第〇〇〇〇号
授 与 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
授 与 権 者	〇〇県教育委員会	
失 効 年 月 日	平成 24 年〇月〇〇日	
失 効 事 由	第 10 条 第 1 項 第 2 号 該 当	

8 参考資料

- 教育委員会教育長 緊急メッセージ「子どもたちは私たちの姿を見て育ちます」
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/46054.pdf>

- 教育委員会委員長 緊急アピール「県民の信頼に応えるために」
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/41710.pdf>

- 「教職員による不祥事の根絶ー県民からの信頼を失わないためにー」
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/28274.pdf>

- 「信頼される学校・教職員であるために～教職員の不祥事根絶に向けての提言～」
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/33075.pdf>

【引用参考】

- 一般社団法人 日本損害保険協会「飲酒運転防止マニュアル」
- 公益社団法人 アルコール健康医学協会「飲酒の基礎知識」
- 青森県教育委員会「教職員の非違行為根絶のためにー研修会資料ー」

飲酒して、正常な判断ができる人は
いません

酒席の際は、代行運転、タクシー、
ホテルなどを利用しますか？

それとも、仕事をやめますか？